

令和6年度 いじめ防止基本方針

— 令和5年4月改定 —

五泉市立村松桜中学校

文部科学省及び新潟県のいじめ防止基本方針を受け、「いじめ防止対策推進法」（以下、「法」という）に基づき、学校及び学校教職員の責務（法第8条）より、平成31年度に「五泉市立村松桜中学校いじめ防止基本方針」を策定した。

また、令和3年7月に改正された新潟県いじめ防止基本方針等を受け、保護者や地域、関係機関と連携を図り、すべての生徒、保護者にとって「安心で安全な学校」となるよう全教職員が全力で取り組む（チーム村松桜を実現する）。

1 いじめ防止に向けた基本方針

(1) 基本理念

「いじめ」はどの学校にも、どの学級にも、どの子どもにも起こりうる深刻な人権侵害であることを強く認識する。その上で、生徒が互いに認め合い、支え合い、高め合う人間関係を築くことができるよう、学校、保護者、地域は互いに信頼関係を構築し、「いじめ」を未然に防止すると共に、「いじめ」が発生した場合には、早期に解決し、再発防止できるよう、関係機関を交え互いに連携し、情報を共有しながら指導に当たる。

(2) いじめの定義

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう（法第2条）。

学校内外を問わず、いじめを行ってはならない（法第4条）。また、いじめを見逃してはならない。

(3) いじめの理解（R2.12.25付けの「新潟県いじめ等に関する条例も含まれる。」）

いじめの被害者、加害者については、立場が逆転し、あるときには被害者、あるときは加害者になる場合がある。そのため、被害者、加害者だけでなく、いじめに関与した「観衆」や、いじめを見て見ぬふりをしている「傍観者」からも慎重に情報を収集し、事実を正確に把握し、「いじめ解消」に向けた適切な指導及び支援を行う必要がある。なお、再発防止に向けては、被害者・加害者の関係修復だけでなく、観衆や傍観者も含めた集団全体の問題として扱うことが必要である。

また、SNS等で交わされる誹謗中傷等について、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高い場合を、条例第2条で「いじめ類似行為」と規定し、「いじめ」と同様に取り扱い、迅速かつ適切に対応する。

いじめをしない、見逃さないという雰囲気が集団に形成され、学校風土とすることがいじめの未然防止につながるものと考えている。

2 いじめ防止のために学校が実施すること

生徒、保護者にとって「安心して安全な学校」となるよう、全教職員で生徒との信頼関係の構築に努める。特に学校においては、登下校時や授業、授業以外の休憩時間、部活動や課外活動の時間等で、生徒の状況を見とり、情報の収集、整理と共有をとおして多面的な生徒理解を行う。

そして、家庭や校外生活においても、通信機器やインターネットを介した誹謗中傷等の「いじめ」がおこっていることから、学校生活以外の面においても、生徒及び保護者に適切に情報を提供し、「いじめの未然防止」に努める。

(1) 「いじめの未然防止」に関すること

- ア 授業「授業づくりと生徒指導の一体化を目指して」4つの視点 「目的意識」「自己決定」「個性・能力」「協同」を生かした授業づくり、特別活動を中核とした主体性、社会性を高める取組を行い社会的な自立を促して「いじめ」を未然防止する。また、そのために生徒のよさを見取り、変化を認め、多面的な生徒理解を進めることで職員と生徒との信頼関係の構築に努める。
- イ 分かる授業を実施するとともに、生徒の自己有用感を高める教育活動を充実させ、学級・学年・学校全体で「一人一人を大切に作る風土」をつくる。また、保護者や地域に情報発信し、信頼関係や協力体制を構築する。
- ウ 「いじめの認知」については、全校生徒に対し「苦痛を感じさせることが、すべていじめになる」こと、「いじめが重大な人権侵害であり、決して許されない」「見逃してはならない」ことを指導し、理解させる。そのために、関係機関等の外部から講師を招き、講演会や講話などを実施するなどにより、生徒の意識を高め、同時に関係機関との連携強化も図る。
- エ 『生命尊重』『思いやり・優しさ』、他いじめを題材とした道德の授業や『いじめ見逃しゼロ』を目指す生徒会の活動等、生徒が主体的にいじめの問題について考え議論したり、いじめの予防や解消に向けて取り組む活動を推進し、主体的な活動をとおした意識の向上を図る。
- オ 学級担任、スクールカウンセラー、心の相談員をはじめとする全教職員を活用した『教育相談』を定期的実施し、教育相談活動の充実を図ることで、生徒の状況を適切に見取り、いじめの未然防止及び早期発見・即時対応に努める（状況によって外部機関との連携を図る）。
- カ 生徒の状況について心配な様子がある場合は「生徒情報メモ（形式自由、必要であれば共有の生徒指導部に形式がある）」にすぐに記載する。その上で「いじめ対応ミーティング」を開催し、管理職を交えた関係職員間で情報共有と支援のあり方について協議し、即時対応する。また、週1回行われる「生徒指導部会」でも速やかに情報共有し、全校体制での支援の強化に努める。具体的な事例については、教職員間での情報共有をとおして教職員の即時対応力強化の資料とする。

(2) 「いじめの早期発見」に関すること

- ア 積極的に生徒に笑顔で話しかけたり、名前を呼んでほめたり、称賛する活動等を積み重ね、生徒の状況をよく見て、話をよく聞いて、さらには、つまずきに寄り添って、継続的にかかわり生徒との信頼関係を築くことを基本とする（登下校時や休憩時などの人間関係や表情の変化）。

イ 生徒の変化を適切にとらえるために（学校独自の生活ノートを活用する）

● 「いじめ・悩み調査(月1回のアンケート調査)」，「教育相談(年2回)」，毎日の生活ノート（顔マーク／困り顔：SOSマークに○をつけたら緊急相談）「Q-U（年2回）」を活用。

● 職員は，一日の動きの中で，積極的に生徒と関わり，信頼関係を構築し，生徒の状況の変化（生徒・職員の間関係等）について，情報収集をする。

※日常活動として，積極的なあいさつ，言葉掛け，登下校・巡回時の声かけと見とりを行う。

ウ 外部機関との情報共有を進めると共に，連携を強化し，いじめの防止と早期発見に資する活動を行う。（PTA校外指導委員、村松桜中学区安全安心の会[発足式未定]との情報交換を含む情報の共有と公園を含む地域巡視）

エ いじめの認知に関わる判断については，必ず管理職を交えた「いじめ対応ミーティング」で行い，特定の教職員の独断や偏見に基づく対応にならないようにする。

オ いじめ発見のためのアンケート調査については，即時対応すべき事案の発見が遅れないようにするために，必ず調査実施日に記載内容を確認する。

また，生徒が記入した用紙は，複数の教職員で確認し，生徒の状況を適切に把握する。

調査用紙（原本）は，調査結果をさかのぼって確認できるよう，生徒の卒業後5年間保存する。

カ 通信機器やインターネットを通じた「いじめ」にも注意を払う。他校職員、生徒、保護者、地域から情報が得られる体制を構築し，いじめの早期発見に役立てる。

キ 保護者からの相談や地域からの情報提供には丁寧に対応し，気になる情報については，追加の調査や聞き取り，アンケート等の必要な対応を行い，正確な事実確認を行う。

※PTA総会や入学説明会、講演会・教室（連携機関）、保護者会等の機会を利用して，インターネットトラブルに関する啓発活動を行う。また，学校日より等を利用し，生徒のスマートフォン，PC等の利用について保護者の責任および監督の下で正しく使用するよう要請する。

（3）「いじめへの即時対応・組織的な対応」に向けた取組

ア いじめの有無にかかわらず，生徒の心配な状況を察知したら，特定の教職員だけで対応せず，速やかに管理職・生徒指導主事に報告し「いじめ対応ミーティング」を実施する。

イ 「いじめ対応ミーティング」では，管理職を含む関係職員で，多方面からの情報を収集，整理し，事案の全体像を把握するとともに，『事案の解消』に向けた情報共有と役割分担を行う。

ウ いじめを受けた生徒に対しては，丁寧な聞き取りを行い，事実を明確にする。また，生徒の気持ちや意向に寄り添いながら対応を一緒に考えるとともに，「絶対に守る」という姿勢を示しながら心のケアに努める。

エ いじめを受けた生徒から，対応に向けて「まだ動かないでほしい」と依頼される場合があるが本人の気持ちを尊重するあまり問題の先送りにならないよう，本人を守り，安心・安全を保障しつつ，問題の解決に向けて迅速・適切に取り組む。

オ 事実関係を明らかにするために，いじめを行った生徒及び事実について把握している周囲の生徒への聞き取りも丁寧に行う。その上で，いじめを受けた生徒の本人及び保護者，いじめを行った生徒の本人及び保護者に対して，事実を照会し，確認する。その後，指導の経過や方針について丁寧に説明し，理解を得る。

カ いじめを行った生徒に対しては、「謝罪」を急ぐあまり生徒の十分な反省を引き出さないまま「謝罪」の行為のみをもって指導を終わらせることのないようにする。いじめを受けた生徒の心の痛みを理解させ、自身の行為の問題点についての十分な自覚を促させる。

また、事後の生活について、自己決定させるとともに、本人の不安定要因に対し、必要に応じて関係機関と連携して、本人及び保護者への支援を継続する。

キ 聞き取りや指導によって、その後のいじめの状況が、以前にも増して深刻になることは、絶対にあってはならない。いじめを行った生徒の思いにも十分に耳を傾けつつ、行った行為に対する責任の重さを自覚させ、「反省」を引き出し再発防止に努める。

ク いじめへの対応の結果、いじめが「解消」したかどうかについては慎重に判断する。

「解消」とは、いじめがなくなることはもちろん、再発についての心配も全くなく、しかもいじめを受けた生徒の心の不安が完全に払拭された状態である。

わずかでも不安が残る場合には「一定程度の解消」ととらえて関係生徒への継続的な指導や支援見守りを続ける。「一定程度の解消」ととらえる期間は3か月を目安とする。

(4) 「いじめの早期発見」や「生徒の心配な状況に対応するための相談」に関すること

ア いじめや生徒の心配な状況を把握し、適切な対応が取れるよう随時相談を行う体制を整える。

校内での相談のほか、関係機関についても必要に応じて連携し、相談を行う場合がある。

イ 校内での相談

生活ノート（記述、顔マークサイン）や月のいじめアンケート調査、教育相談等、一日の生徒の活動の状況等を見とる中で、生徒に心配な状況が見られるときは、何時でも相談できる体制を整える（報告経路）。

ウ 外部での相談

- 新潟県警生活安全部少年課いじめ対策室 ○新潟県警少年サポートセンター
- 五泉市教育委員会 ○五泉警察署生活安全課（スクールガードリーダー含む）
- 五泉市役所子ども課

3 いじめへの即時対応のための校内組織（別紙／情報についての報告と流れの経路図）

(1) 校内いじめ対応ミーティング

①設置の目的及び構成

発生した「いじめ」に対し、校内で迅速・適切に対処することを目的とする。

構成教職員は、管理職、生徒指導主事、いじめを受けた生徒やいじめを行った生徒の学級担任、学年主任、その他関係する教職員とする。構成職員が全員揃わない場合でも、管理職のうち1名が立ち会えば、いじめ対応ミーティングを実施し、即時対応に努める。

これにより組織的な対応を効率的・実効的に行えるようにするとともに、最終的に全ての教職員がいじめの対応等に主体的にかかわるようにする。

②組織の役割

いじめ対応ミーティングは、学校が「いじめの早期発見」及び「即時対応」に取り組む中核的な組織である。いじめの有無の判断を含め、迅速に開催して、組織的に次のことを行う。

- いじめの状況を把握するための措置を講じる。 ○ いじめの有無の判断を行う。
- いじめへ即時対応する職員の役割分担を行う。 ○ いじめ事案に関する記録を残す。

(2) 校内いじめ対策委員会

※(4)の関連する校内組織確認

①設置の目的及び構成

いじめの未然防止等の課題に対して、それぞれの役割や専門性を発揮して、組織的・実効的に取り組むことを目的とする（構成職員は、管理職、生徒指導主事、教育相談担当、学年主任、学級担任、養護教諭、SC、相談員とする）。

②組織の役割

いじめ対策委員会は、学校が「いじめの未然防止」及び「再発防止」に取り組むにあたり、方針や手だてについて検討・協議する組織である。年に数回、定期的を実施する。

ア いじめの未然防止に関して

- 学校基本方針に基づく取組や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正をする。
- いじめの相談や通報の窓口となる。

イ いじめが発生した場合

- いじめに関する情報や生徒の問題行動等に係る情報を収集・記録し、共有する。
- 重大事態や重大な事案が発生した場合は、緊急会議を開いて、情報を迅速に共有し、対応の方針や内容を決定するとともに、保護者と連携を図りながら組織的に対応する。

(3) 法等に基づく適切な重大事態の対応

①報告

いじめにより重大な被害が生じた疑いがあると認めるときは、速やかに五泉市教育委員会を通じて、五泉市長まで重大事態が発生した旨を報告する。

②調査組織

公平性・中立性が確保された組織が客観的な事実認定を行う調査組織を構成する。

③調査の実施

いじめを受けた生徒やその保護者のいじめの事実関係を明らかにしたい、何があったのを知りたいという切実な思いを理解し、対応するとともに調査を行う。

(4) 関連する校内組織

ア 『学年部会』（多面的生徒理解・いじめ対応等の情報共有を含む）

週1回開催（学年主任、学級担任、副任、適応指導主任、養護教諭）

イ 『生徒指導部会』（多面的生徒理解・いじめ対応等の情報共有を含む）

週1回開催（管理職、生徒指導主事、学年主任、適応指導主任、養護教諭、生徒指導部）

ウ★『企画委員会（いじめ対策委員会）』（多面的生徒理解・いじめ防止情報含む）』 週1回開催 （管理職、教務主任、学年主任、生徒指導主事、養護教諭 教育相談担当職員）

エ 『職員会議』（いじめ対策委員会を兼ねる：情報の共有）月1回開催（全教職員参加）

オ 『中学校区街頭パトロール』（全教職員）「長期休業」及び「放課後活動中止期間」に実施 ★いじめ対策委員会（重大事態が発生し、調査が必要になった場合の臨時組織）

(5) 校区内いじめ対策協議会（地域連携 → 情報交換と情報の共有、情報提供など）

民生児童委員代表、スクールガード・リーダー、地域連携共同本部、PTA会長・副会長、
校区内各小学校生活主任（学校長）、村松桜中学校校長、教頭、教務、生徒指導主事、
養護教諭、各学年主任 ※R4新型コロナウイルス感染症のため実施せず。

附則

平成31年度制定

令和5年4月20日 一部訂正

◆いじめの未然防止のために令和6年度に実施する事業

- (1) 『ネット犯罪・トラブル防止教室』 4月26日（金）13：30～
[連携機関] 新潟県警察本部 少年サポートセンター
- (2) 『いじめ見逃しゼロ集会』 6月27日（木）14：30～
《県民運動》主催：新潟県教育委員会 主管：下越教育事務所 共催：五泉市教育委員会、その他
【生徒会・生活委員会】
- (3) 『いじめ見逃しゼロ集会』 11月14日（木）14：30～
【道徳部・生徒会】